

にいはま 農業委員会だより

— 第48号 —

令和7年12月1日

編集・発行

新居浜市農業委員会

新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話 0897-65-1313 (直通)

印刷 株式会社コピー商会



主な内容

- ◎ 会長あいさつ・・・・・・・・・・・・・2 P
- ◎ 農業委員会委員紹介・・・・・・・・・・・・・2 P
- ◎ 永年勤続表彰受賞について・・・・・・・・・・・・・3 P
- ◎ 委員の改選について・・・・・・・・・・・・・4 P
- ◎ 農業者年金について・・・・・・・・・・・・・4 P
- ◎ 農地パトロールについて・・・・・・・・・・・・・5 P
- ◎ 農地の適正管理について・・・・・・・・・・・・・5 P
- ◎ 農用地利用集積等促進計画について・6 P
- ◎ 農地法第3・4・5条の手続きに
ついて・・・・・・・・・・・・・7 P
- ◎ 景観形成作物取組事業について・・・8 P

令和8年総会開催日及び締切日について

総 会 開 催	締 切 日
1月総会 (1月 5日開催)	12月15日 (月)
2月総会 (2月 5日開催)	1月15日 (木)
3月総会 (3月 5日開催)	2月16日 (月)
4月総会 (4月 6日開催)	3月16日 (月)
5月総会 (5月 7日開催)	4月15日 (水)
6月総会 (6月 5日開催)	5月15日 (金)
7月総会 (7月 6日開催)	6月15日 (月)
8月総会 (8月 5日開催)	7月15日 (水)
9月総会 (9月 7日開催)	8月12日 (水)
10月総会 (10月 5日開催)	9月15日 (火)
11月総会 (11月 5日開催)	10月13日 (火)
12月総会 (11月20日開催)	11月 9日 (月)

会長あいさつ



会長
藤田 幸正

日頃は、本市農業委員会活動に御支援・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

第25期農業委員会の活動も残すところ、あと半年あまりとなりました。本年も農地の確保と有効利用、農地利用の適正化等の様々な課題に、農業委員・農地利用最適化推進委員が力を合わせて取り組んでいるところでございます。

本年は、特に夏の記録的な猛暑が続くなど、異常気象による農産物の作付けや収穫の影響、また農業資材の価格高騰など、厳しい状況が続いており、安定した食料供給を継続していくために、農業生産の大切さを感じております。

本市の農業は、農業従事者の高齢化や人口減少による農業者の減少、後継者・担い手不足、遊休農地の増加など、さらには有害鳥獣被害の拡大等、大変厳しい状況にあります。農業委員会としましては、農業者の代表として、諸課題に向き合い、地域の皆様からの声を聴き共に考え、関係機関・団体と情報を共有し、継続的に地域農業の振興につなげるよう、積極的に活動してまいります。

今後引き続き、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

第25期 農業委員会委員紹介

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	住所
1	矢野 一 臣	庄内町一丁目
2	近 藤 孝 志	高田二丁目
3	加 藤 宏 司	宇高町五丁目
4	永 易 博 隆	松神子二丁目
5	小 野 義 尚	落神町
6	井 下 八 郎	荷内町
7	神 野 伸 二	船木
8	神 野 明 仁	船木
9	近 藤 美 喜 男	下泉町一丁目
10	千 葉 英 明	宮原町
11	土 岐 秀 男	横水町
12	飯 尾 博 光	萩生
13	高 橋 秀 実	萩生
14	神 野 鉄 治	大生院

農 業 委 員

議席	氏名	住所
1	岡 田 悦 明	新須賀町一丁目
2	安 藤 育 雄	沢津町二丁目
3	藤 田 幸 正	垣生六丁目
4	塩 見 敏 夫	郷三丁目
5	村 上 壽 一	又野二丁目
6	横 井 直 次	多喜浜一丁目
7	寺 尾 俊 行	阿島三丁目
8	星 加 誠	船木
9	藤 田 隆	船木
10	田 村 伊 佐 雄	西喜光地町
11	田 坂 健 次	光明寺一丁目
13	小 野 春 雄	角野新田町二丁目
14	伊 藤 繁 次 郎	中村一丁目
15	眞 鍋 篤 俊	萩生
16	土 岐 典 子	大生院
17	渡 邊 勝 俊	大生院
18	石 川 千 壽 子	阿島二丁目
19	山 口 三 七 夫	桜木町

農業に関するお困りごとがありましたら、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にお声かけください。



永年勤続表彰受賞について

平成26年から現在まで4期にわたり農業委員会委員として務められた3名の委員さんが一般社団法人愛媛県農業会議より永年勤続表彰を受賞しました。

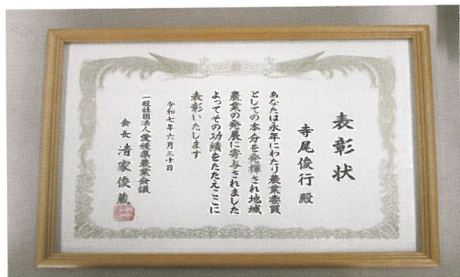
寺尾俊行委員
(農業委員)



農業委員として地域に密着した活動を考え、地域組織と一緒に活動を行ってきました。

この間の主な活動は、遊休農地・耕作放棄地・農地情報の収集等多岐にわたりました。また、担当地域を回って見たことは、耕作放棄地の多さでした。多くは、高齢化・農道の未整備・有害鳥獣・後継者不足等の問題を抱えていました。

これからの農業も様変わりしていくと思いますが、今後とも地域に密着した前向きな活動となるよう、努力していきたいと思っています。



小野春雄委員
(農業委員)



農業委員となり早いもので10年余りの年月がたちました。

その中で、農業委員の職務が新居浜市の農業を営む方々とのつながり役として大変重要なものだと感じるようになりました。

今後、農地パトロール、景観形成作物取組事業等を行いながら地域の方々と接していくことで、信頼感の向上につながるのではないかと思います。

そのためにも、農業委員として更に農家の方々に喜んでもらえるように、委員として日々、頑張りたいと思っています。



小野義尚委員
(推進委員)



私は農業委員4期目11年になります。地元の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農地の荒廃、さらに有害鳥獣被害の拡大、特に地元の山間地域は、サル・イノシシによる農作物の被害が年々増加し、耕作が厳しい状況になっており、担い手等農地のあつせんもなかなか進まず、耕作放棄地が増える状況です。

農地法の一部改正により下限面積要件が廃止され、面積に関わらず農地の取得が可能となり、農地の利用を推進しております。

地区の代表者と情報を共有し、地域の皆様の声を聴き、農家の方々の思いを的確にとらえ、農地の有効活用や鳥獣対策の役に立つ情報を伝えていくなど、農業委員の役割は大きいと考えております。今後とも地域に密着した活動となるよう努めていきます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

地域の農業者や農業団体等からの推薦及び公募（令和 8 年 3 月予定）

令和 8 年 7 月 19 日を以て任期満了になることから、農業委員会等に関する法律に基づき、令和 8 年 3 月に個人や団体からの委員候補者の推薦・公募を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

農業委員

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうち、市長が議会の同意を得て任命。

農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱。

農業委員・農地利用最適化推進委員へ女性の登用を推進します

地域農業を元気にしていくためには、女性の力が必要です。

農業や地域活動に熱心に取り組む女性の皆さん、ぜひ農業委員になって地域とともにがんばりましょう！



今こそ
農業委員会に
女性の力を！

農業者年金について

農業者年金で安心して豊かな老後を！

◎加入できる方

- ①国民年金第 1 号被保険者
- ②年間 60 日以上農業に従事
- ③20 歳以上 65 歳未満の方

※60 歳以上は、国民年金の任意加入被保険者



詳しくは、
農業者年金基金
ホームページを
ご覧ください。

ポイント 1

- ・農業者なら広く加入できます

ポイント 4

- ・終身年金。80 歳前に亡くなった場合は、死亡一時金があります

ポイント 2

- ・積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強いです

ポイント 5

- ・税制面で優遇措置があります

ポイント 3

- ・保険料は、月額 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円の間で自由に決められます

ポイント 6

- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

加入手続きについては、JA えひめ未来 貯金課（☎ 37-1003）または、新居浜市農業委員会（☎ 65-1313）までお問い合わせください。

農地パトロールについて



令和7年8月から9月までの間、農地パトロールを実施しました。

農地パトロール（利用状況調査）は、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員会を中心に行っています。

また、遊休農地となってしまった耕作地の所有者・耕作者の方には、「農地における利用の意向についての調査票」をお送りしますので、ご協力をお願いします。

農地パトロール集計結果（令和7年9月30日時点）

遊休農地		全農地に占める 遊休農地の割合 (%)
筆数	面積 (㎡)	
1,308	818,412.32	6.43

農地の適正管理について

耕作を放棄
されている
農地



雑草の繁茂

周辺農地や近隣
住民に大変迷惑
を及ぼします

火災やゴミの不法投
棄、病害虫の発生、
有害鳥獣の潜入場所
等の原因となるおそ
れがあります

農地は一度荒れてしまうと元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。定期的な草刈りを行うなど、農地の適正な管理をお願いします！

草刈りなどを自分でできない場合は、シルバー人材センター、JAえひめ未来、その他、民間事業者等にご相談ください。

▶ シルバー人材センター

刈払い機を使用して除草します。現場の状況によっては、利用できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

❖ お問い合わせ
新居浜市シルバー人材センター
☎ 33-2400

▶ JAえひめ未来

トラクターを使用して除草します。進入路の道幅や高低差、雑草の高さ、雑木が生えていないなど、作業が可能な条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

❖ お問い合わせ
JAえひめ未来 営農振興課
☎ 41-5701

農用地利用集積等促進計画について

令和7年度から農地の貸し借りの制度が変わりました

～「農用地利用集積計画」から「農用地利用集積等促進計画」へ～

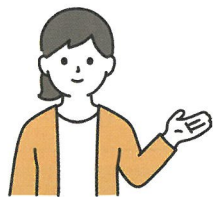
令和7年4月から、法律の改正により、これまでの「農用地利用集積計画（利用権設定）」が、新しく「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業による貸借）」に変わりました。

農用地利用集積計画による貸付者と借受者との相対での貸借制度は廃止され、**農用地利用集積等促進計画による貸付者と借受者との間に農地中間管理機構※を経由した貸借**となります。

ただし、制度の廃止までに設定した利用権については、期間満了日まで引き続き有効です。

なお、農地法第3条許可手続きに関しては、従前のとおりです。

※農地中間管理機構とは



都道府県単位で設置された公的機関であり、愛媛県では「公益財団法人えひめ農林漁業振興機構」がその役割を果たしております。

「公益財団法人えひめ農林漁業振興機構」

所在地 松山市三番町四丁目4番地1 愛媛県林業会館内

電話番号 089-945-1542

農地中間管理事業による貸借の概要

契約の流れ	貸付者と借受者との間に農地中間管理機構を経由した3者契約 (貸付者→農地中間管理機構→借受者)
契約期間	原則10年以上(5年未満は原則不可) ※契約期間中であっても「合意解約願い」等の提出により、解約することができます。
所有者が死亡の場合	「相続人代表者届出書」、代表者以外の相続人全員の「委任状」及び「相続関係説明図」の提出が必要
賃料(賃貸借の場合)	金納(口座振替・振込のみ)または物納 ※物納の場合は、3者で合意書等を取り交わし、貸付者・借受者の相対で支払い
手続きに必要な書類	農業委員会の窓口で配布(ホームページからのダウンロードも可)
手続きに要する期間	農業委員会総会の申請書受付締切日から起算しておよそ3か月

貸したい希望のある農地一覧表(農地は耕作目的の利用に限ります。)

農業委員会では、農地の有効活用や地域農業の発展を目指し、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐための情報として「貸したい希望のある農地一覧表」を掲載しております。

1 一覧表に記載している事項

- (1) 所在地
- (2) 現況地目
- (3) 面積(㎡)

2 閲覧方法

農業委員会のホームページで公開中

(スマートフォンやパソコンから右側の二次元バーコードを読み取ることで簡単にアクセスすることができます。)



農地法第3・4・5条の手続きについて

農地の売買・貸借・転用等には農地法の許可となります。

農地を耕作目的で売買・贈与・貸借等を行ったり、農地を農地以外の用途に利用しようとする際には、農地法上の許可が必要です。手続きを怠ると、契約が無効になったり、罰則が科されることもあります。

主な農地法の手続き

農地に関する手続きは、内容によって必要な書類や流れが異なります。計画段階でも早めに農業委員会へご相談ください。

第3条（権利移動の許可）

農地を農地のまま売買や贈与、貸借等する場合は、農業委員会の許可が必要です。



第4条（転用の許可）

自分の農地を住宅や駐車場など農地以外の用途に使う場合には、県知事の許可が必要です。

第5条（転用を伴う権利移動の許可）

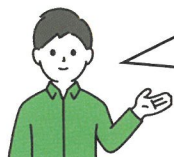
農地の権利を新たに取得して農地以外の用途に使う場合にも、県知事の許可が必要です。

▶ 農地法関連議案農業委員会総会審議状況

	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条	
	農地の売買・貸借等		自己所有地を転用する場合		権利を設定・移動して転用する場合	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
令和4年	33	47,557	10	5,404.58	185	156,001.27
令和5年	40	39,342	11	4,919.84	152	133,017.52
令和6年	49	52,368	6	2,293.33	132	113,505.32



※農地法に基づく許可申請は、専門的な知識と法的手続きを要するため、手続きに不安がある場合には、**行政書士**に依頼することをお勧めします。



農地の貸借契約を解約するときも、**農地法第18条第6項**の規定による**合意解約通知**を農業委員会に提出する必要があります。詳しくは農業委員会にご相談ください。

農業委員会のホームページでは、農地法の手続きに必要な書類をダウンロードすることができます。



景観形成作物取組事業について

共同作業で委員の連帯意識アップ

星加誠委員（船木地区）

この事業は、遊休農地に景観形成作物を植栽することで、荒廃農地発生への警鐘と農地保全への啓発を目的としており、市内3か所で展開しています。新居浜高速道路インターチェンジ近くの船木圃場でも、ポピー・チューリップ・ひまわり等を年2回のサイクルで栽培しています。

開花時には園児達を招待し、自由に花摘みを楽しんでもらうことで、いい自然体験の場が提供できているように思います。

管理作業（耕起・播種・草刈り等）は、地区委員（船木・角野・泉川）9人が中心となって実施していますが、この共同作業が参加委員の連帯意識を高めていると感じます。

作業打ち合わせや雑談、汗ばむ中での連携作業を実践していく中で、定例会では見られない参加委員の個性や人間性を垣間見ることができ、これが共感を呼び、連帯意識のアップにつながっていると思います。共同作業の副次効果です。



渡邊勝俊委員（大生院地区）

私たちの圃場は、大生院の総合科学博物館通り沿いにあります。田園と民家が混在するのどかな場所です。

圃場では、春にポピー、秋にはヒマワリを植えております。最近では、温暖化による気温上昇のせいで、花を無事に咲かせるのも難しくなっておりますが、今年の春はポピーの花が無事に咲きました。そして、久しぶりに園児招待をすることができ、皆に大変喜んでくれて、やりがいを感じております。

これからも、毎回園児招待ができるよう花を咲かせていきたいと思えます。

加藤宏司委員（川東地区）

川東圃場は、宇高町二丁目の和食食事処南側の遊休農地に、景観形成事業としてコスモス・ポピーを栽培しています。

7月の暑い時にコスモスを、12月の寒い時にポピーの種を播種します。

川東地区の委員が、年齢を感じながらも、土づくりから草刈り等地域の人の少しでも美しい花を見て喜んで頂けるように頑張っています。花が咲き誇る5月・11月には地元の園児を招待し、園児の喜ぶ顔にいやされながら、一緒に花を摘み楽しい時間を過ごしました。農地も減少し、人とのつながり、地域とのつながりも希薄になりつつある時世ですが、今後とも招待できるよう取り組みます。